

令和3年8月11日から
令和3年8月11日まで

標 茶 町 議 会
第 5 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場 議場

令和３年標茶町議会第５回臨時会会議録目次

第 １ 号（８月１１日）

開会の宣告	2
開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	2
会期決定	2
行政報告及び諸般報告	2
議案第５４号 令和３年度標茶町一般会計補正予算	3
閉議の宣告	18
閉会の宣告	18

令和3年第5回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

令和3年8月11日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第54号 令和3年度標茶町一般会計補正予算

○出席議員（11名）

2番 類 瀬 光 信 君	3番 長 尾 式 宮 君
4番 松 下 哲 也 君	5番 熊 谷 善 行 君
6番 鈴 木 裕 美 君	8番 深 見 迪 君
9番 本 多 耕 平 君	10番 黒 沼 俊 幸 君
11番 鴻 池 智 子 君	12番 後 藤 勲 君
13番 菊 地 誠 道 君	

○欠席議員（1名）

1番 渡 邊 定 之 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
企画財政課長	武 山 正 浩 君
観光商工課長	三 船 英 之 君
育成牧場長	若 松 務 君
建設課長	富 原 稔 君
教 育 長	島 田 哲 男 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中 島 吾 朗 君
議事係長	中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長（菊地誠道君） ただいまから令和3年標茶町議会第5回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員11名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地誠道君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

2番・類瀬君、 3番・長尾君、 4番・松下君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長（菊地誠道君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（菊地誠道君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 第5回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まずはじめに本臨時会の招集理由であります。茅沼地区観光宿泊施設の改修工事等に係る一般会計補正予算案について、ご審議とその議決をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

令和3年第4回臨時会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、

印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の１点について補足いたします。

このたび、工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第１項の規定により、専決処分をしましたので、ご報告いたします。

令和３年第３回臨時会において議決をいただき、工事を進めております、標茶町育成牧場バンカーサイロ建設工事について、設計変更が生じたことに伴い、契約金額が変更になったものです。

設計変更は、当初契約金額１億1,165万円を150万7,000円増額し、１億1,315万7,000円に変更したものです。

理由としましては、工事の施工にあたり、受注者が行った現地詳細測量及び調査の結果、土工掘削量および張芝面積の増、排水構造物工の作業土工及び管路延長の増、排水末端貯留施設の安全防護柵の設置などの数量が確定されたことにより設計書の精査の結果、金額が増となったものであります。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案第５４号

○議長（菊地誠道君） 日程第４。議案第54号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第54号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和３年度一般会計補正予算（第５号）でございます。

内容につきましては、茅沼地区観光宿泊施設に係る設計委託料等及び改修工事請負費の補正で２億379万5,000円を追加し、総額を124億5,215万1,000円としたいというものでございます。

また、継続費で１件、地方債で１件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

令和３年度標茶町一般会計補正予算（第５号）

令和３年度標茶町の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億379万5,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億5,215万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書にしたがい、ご説明いたします。

10ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略いたします。

4ページをお開きください。

第2表 継続費補正でございます。

新規の設定でございます。7款商工費、1項商工費、事業名、茅沼地区観光宿泊施設改修事業。総額は10億9,527万5,000円、年割額ですが、3年度1億9,148万6,000円、4年度9億378万9,000円とするものです。

11ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。

7款商工費、1項商工費、事業名、茅沼地区観光宿泊施設改修事業。全体計画の計で申し上げます。年割額ですが、10億9,527万5,000円。財源内訳ですが、国道支出金3億9,046万2,000円、地方債7億470万円、一般財源11万3,000円。当該年度支出予定額1億9,148万6,000円、当該年度末までの支出予定額1億9,148万6,000円、翌年度以降支出予定額9億378万9,000円。継続費の総額に対する進捗率ですが3年度17.5%、4年度82.5%、計で100%とするものです。

5ページをお開きください。

第3表 地方債補正でございます。

起債の目的、8、辺地対策事業、新規でございます。茅沼地区観光宿泊施設改修事業。補正前の限度額はございません。補正後の限度額、1億4,690万円、起債の方法、証書借入、利率7.0%以内、償還の方法、政府資金については融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えをすることができる。合計では、補正前の限度額18億5,800万円に1億4,690万円を追加し、補正後の限度額を20億490万円とす

るものです。

12ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額18億5,800万円に補正額1億4,690万円を追加し、補正後の額を20億490万円とするものです。当該年度末現在高見込額につきましては、補正前の額134億6,125万3,000円に補正額1億4,690万円を追加し、補正後の額を136億815万3,000円とするものです。

以上で、議案第54号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

はじめに、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 4点ほどについて伺いたいと思いますが、まず議会で全会一致で採択された請願をどのように受け止めたのか、町民の声を聞いてくださいという請願だったのですが、そして請願の重さをどのように受け止めているのか伺いたいと思います。

それから、町民の声を聴く会が開かれましたが、その町民の声を聞いて内部協議はどのようにされたのかも伺いたいと思います。内部協議はたぶんされたんだろうというふうに思うのですが、それを受けての今回の提案だと理解するんですが、町民の声はその議論の中でこの予算に反映されたのかどうか。聞いていた範囲と変わらないものですから伺いたいというふうに思います。

それから当然、指定管理ということで、この運営を民間会社に委託するんですが、それぞれ今までの町の公設の施設で民営で運営されているところでは施設使用料を徴収されておりますが、今までの議会の中でも使用料についての議論がなかったものですからこの場で施設使用料をどのように考えているのかを伺いたい。この4点、伺いたいと思います。

それから、副町長が一生懸命この件に関してご答弁されていましたが、隈さんに設計をお願いされたときの思いというのは、町長が一番強い思いだったというふうに思うものですからそのへんも含めて追加ですが5点目。町長の思いと言いますか、それを伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時21分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 議運の委員長からもこの金額についての中身を聞けというふうにご指摘ありましたので、もう一度聞き直したいと思いますが、ここの工事請負費は町民の声を聞かれて内部協議をされた中での提案だったのか。そこも含めて伺いたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

町民の意見を聞く会でですね、施設がどうなっているんだというご意見、ご質問等いただいたところがございます。こちら側のほうでは、従前の施設と比べて目玉となる部分はどこなのかとか、どこが変わったのかとか、そういうご質問もいただいております、そういうところにつきましては、外観の部分で自然と一体化するような形、おもてなしというところを目指すという、そういうお答えをさせてもらっておりますし、施設総体の中では段差等を解消しながらバリアフリー化を目指すというところでやりますと。基本的な考え方として今までの施設を大きく変えるものではなく、これまでの憩の家かや沼を上質化する、きれいにする、快適性を上げる、そういうところに主眼をおいているという説明をさせてもらったつもりであります。

大きく、例えば宴会場をなくせとかお風呂をどうするとか、そういったところについては当初の我々の考え方を変えるまでのものではないという判断を内部でさせていただき、今回の予算を上程させていただいているところでありますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） そのように理解はしておりました。ただ、町民の声を聞いた中で、私は昼間だけ参加させていただきましたけれども、あそこの声を聞いただけでもいろんな声があがっておりましたよね、町民の声を聞くということでしたから、それを受け止めてこの予算に内部協議の中で反映されたのかということを知っているんですけれども、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 鈴木議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、3回、意見を聞く会を開催させてもらいましたけれども、中には外からのお客様を迎えたときに自信を持っておすすめできるような、そういう施設を期待しているというような声がありましたし、それから自分達が選んだ代表である町議会と町のほうでここまで進んできているんだから、これからも着実に進めてほしいというような受け止め方を私はしているのですが、そういうご発言をいただきました。

それらを総合的に勘案した上で、今回の予算となっているということでありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 全体像とこれからの計画についてかかわりがあるので伺いますけれども、10ページの歳出のところですが、手数料と設計委託料の、設計委託料は外構とかデザインという話でした。施工監理委託料については内容を聞きもらしたというか、言ってなかったと思うんですけど。それをまず知りたいことと、それからこの手数料と設計委託料は単年度予算で処理、施工監理委託料と改修工事請負費、これは継続費ということになるんだと思うんですね。3年度分の継続費になると思うんです。それでこれから先、4年度分がまた、これに足しましされてくるんだと思うんです。継続費を見たらね、その金額に入っていないので。そのへんのことを説明をお願いします。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

施工監理委託料の中身の部分についてお答えいたします。施工監理委託料につきましては、建物における全般的な施工監理、大きい建物でいくと中学校とか講堂または給食センターなどでも施工監理をつけておりますけれども、全般的に施工していくときに出てくる問題点や技術的な監理の部分を委託するものでございます。内容としましては例えば、工事を進める中で出てくる検査関係、発注者が行う検査ではなくて現場が行う検査関係の主たるものもしくは図面、施工図とかを作成するときに施工図の承認関係とかも含めながら、施工監理をしていくものでございます。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 予算の関係についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今回あげさせていただいたのは、3年度分の事業費ということで計上させていただいております。全員協議会のときにも提示させていただいたのですが、4年度に予定されているものとして、家具などの備品関係にかかる費用それから外構工事に関する費用、それからパンフレット作成ですとかウェブの作成、そういったデザインに関する費用を見込んでいるところであります。建築の完了審査手数料も来年度かかる見込みでございます。

あと今後の予定として、宿泊施設からの眺望の妨げとなっております電柱の無電柱化、それから木々の伐採、剪定なども上質化事業で来年取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） それで、継続費が出ているんですが、そこから読み解くと来年度いつ頃残りの予算が出てくる予定ですか。

○議長（菊地誠道君） 継続費については次の質問のときをお願いします。

（「わかりました」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 茅沼地区観光宿泊施設のデザイン上の最大の特徴である外壁の町内産のナラ材の仕様について、何点か伺います。

これまで議会と町民に示されてきた外観は隈研吾氏らしい斬新なナラ材の使い方がなされるということを広報や7月21日の全員協議会でも写真によって示されています。しかしそのイメージどおりの外壁ということになると、大径で長尺皮つきのナラ材を写真のような外壁に使用するために確保するためには、いくつかのデメリットとメンテナンスの難しさがあると思います。

一つ目は改修工事経費のうち、このナラの厚材を使用した外壁に関する費用はいくらか。

2番目、大径長尺皮つきの町内産ナラ材というのは、写真から想像するにそれに対応する、使用できる木を確保するというのは、非常に難しいのではないかと思います、その方向性については確立されているか。

3番目はナラ材ということですから、カシナガキクイムシを駆除するための燻蒸はどのように行うつもりか。これはピルカトウロ、虹別オートキャンプ場で燻蒸したあとでも、材の中の虫を食べにキツツキが来て早々に穴をあけられたという、そういう実績がありますから、写真を見る限りかなりの長さですから、この長尺をどのようにして丁寧に、しかも厚材ですから、どの程度燻蒸するつもりか。

4番目、内装材、外装材とも適度な乾燥が必要ですがけれども、工事期間を考えたときに常識的には時間が足りないのではないか。

5番目、南向きの外壁の日焼け対策と凍裂対策というのは、相反するものなんですが、これにはどのように対応する予定か。

6番目、これまで述べたような年単位、あるいはもっと長いスパンで必要となるメンテナンス費用をどれだけ見込んでいるか。

最後7番目、この壁の耐用年数はおよそ何年と考えているか。

以上お聞きます。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

多数ご質問があったので、抜けた場合にはご指摘いただければと思います。

まずナラ材の使用する費用の関係でございますけれども、ナラ材を使ったルーバーの施工費は、原木から板材の加工費、本体の取付費及び塗装費を含む形となりまして、直接工事費で大体600万円、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の諸経費と消費税を加えた額でいくと約800万円を想定しています。そのほかにナラ材を取り付けるための鉄骨や下地の工事で直接工事費で2,930万円、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の諸経費が650万円、消費税を加えて合計で3,938万円、ルーバーの施工費用を含めると、4,700万円くらいの工事費となります。

続きまして、使用する木を確保する方向性でございますけれども、ナラ材につきましては、町有林のナラを切り出して使用するという方向で設計しております。それでありま

ので、材料の確保は可能となっております。そのあとの燻蒸とか乾燥の関係の部分ですけども、議員おっしゃっていたのが写真を見る形では一枚物のナラ材が屋根から下までというイメージの写真になってはいますが、実際には材料としましては、耳付きと板材に加工をする際に板材の長さが2.4メートル、厚さ30ミリの板材を加工して、それを取り付ける形になりますので、燻蒸とか乾燥、乾燥についてはある程度人工乾燥になるかと思いますが、そういうことについては一本のままではないので、実施は可能となります。

南向きの部分の日焼けと凍裂の対策につきましては、一般的な部分で考えますとそこまでの検討をしていると言われると、していないところもあるんですけど、塗装とかの部分で対応していく形になるかと思います。

メンテナンスの費用に関して、今回は木材の保護塗装は商品名なんですけどキシラデコールという製品を指定してそれ以上のものを使用するという事としております。そういうことでいきますとメーカーの推奨は1回目の塗替えが2年から3年後、それ以降は5年ごとが目安という形での塗替えを推奨されております。その部分でいきますと耐用年数的なものにつきましては、塗替えのときの判断となりますので、ここで何年持ちますとかという想定はちょっとできていないものでございます。

あと費用の関係なんですけれども、塗装の施工費としましては、大体1回あたり200万程度かかるというような想定をしております。

以上で終わります。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） ナラ材を外壁に使うということに関しては、単純には800万円、しかしその後のメンテナンス、それから今、明らかにされませんでしたけれども、環境によって変動するんでしょうけれども、私が調べた範囲でいうと「銀山温泉 藤屋」さん、隈研吾さんの設計ですけども、ここは13年ですべての外壁を取り換えております。そのへんの今後の費用というのはしっかりとみななければいけないのではないかと思いますのですが、今の時点でそこを曖昧にしていいかどうかということが一つ。それから要するにこれまで示されてきた長尺の材料で全面を覆うような構造ではないんだと、そういう建物ではないんだということをここにいる関係者のうち、それから議員のうち一体何人の方が知っているんでしょう。要するに7月21日の全員協議会の際に私どもに手渡された資料でも、通常の2メートル40の材をあてはめていく、まあ皮つきかもしれませんが、そういうものにはなっていません。いつの時点でこれまで町民と私たちに示した外観に関する内容が、変わったのかこれもお答えください。

（何事かいう声あり）

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

もともとの外壁のルーバーについては当初設計から長尺ものではなくて2メートル40のものを組み合わせて、部分的には2メートル40未満になる部分も出てくると思いますけれど

ども、そういう設計では考えておりました。ただ、外観のイメージは絵的なものですので、繋がっているような、一本のものに見えたということで、その部分についてほかにご質問をいただいたこともなかったもので、そこまでの説明はしていなかった部分はありましたけれども、もの自体は当初からそういうイメージでしたということをご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） パースだからどんな絵を描いていてもいいというようなふうにも聞こえるのですが、ただ、広報の中にそのパース、コンピューターグラフィックで描いたかもしれませんけれども、明らかにですね、奇抜なというか斬新な、そういうデザインになるということを町民の多く、私もそうですけれども、当然そのように考えていました。ですから町内にそういったナラ材が一体どこに存在するんだということをととても心配していたわけです。京大演習林かその周辺の町有林以外にはないだろうと。ただ、本数が足りるかとか、そういったことを心配していたわけです。それは地元の製材業者に建設課のほうから見積もりの依頼をしていると思うんですけれども、その時点でそういう2メートル40、短くして製材するというような、そういう見積もりではなかったのではないかと思います。場合によってはカラマツ材に置き換えるというような、そういうことまで想定していたはずだと思うのですが、それが長尺のものを使うというのが隈研吾さんらしさなのかなというふうに思った人は多いと思うんですね。それが2メートル40の材で壁を張っていくということが、わざわざ隈研吾氏に設計を依頼する大きな理由になり得るのかどうかという。少しそういう意味では、斬新なものがいいと単純には思いませんが、少し期待をそがれたということ、それは否定できません。

7月21日時点の全員協議会の資料が、もしそういうことがわかっているのであれば、それ以前でもいいです、広報に出したときでもいいです。そうじゃないんだと、普通の外観になるんだと、きちんと示すべきだったと思います。グラフィックだから、イメージだから、そういう問題ではないと思います。誠実に対応すべきだったのではないかと思いますけれども、それについてお答えをいただきたい。それから、日焼けと凍裂というのは、そういう意味では、まあ含水率……

（「議長、休憩」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 私は一貫して外観におけるナラ材の使用、隈研吾氏の最大の特徴

であるナラ材の使用について、費用について細かいことをお聞きしているのであって、決して私の思いとかそういったことを述べているつもりはありません。要するに今後も含めてこういったデザインを取り入れていくことが、将来に向けても管理していく方々の、あるいは施設所有者である町の負担になるのではないかという観点で様々な費用をお伺いしています。その点に対して、特に今後のメンテナンスの費用があまり明確になっていないので、それについて十分に検討して、積算をして、その上で適正な工事を進めるべきだと思うのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） ご質問をいただきましたメンテナンス費用につきましては、自然状況のこともありますので、一概にいつ塗装しなければならない、いつ交換しなければならないというのは、今のところ明確なところでは提示しようがございませんけれども、極力、長く使えるような、安価に済むようなメンテナンスは対応として考えていかなければならないといけないことだと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、継続費の補正について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） レクチャーを受けるような形になるのかもしれませんが、今、同僚議員から細かいところまでの質問が出ました。それはこの継続費に大まかな全体像が予算計上されているわけですね。継続費計上がされているわけですね。だから全体のことが出ているので、それにかかわっての質問だったと思うので、それほど外れてはいないと私は思うんですが、この継続費というのは自治法施行令の145条でも予算の定めるところによりという頭文句がついているんですね。「予算の定めるところによりその経費の総額及び年割額を定め数年度に渡って支出することができる」とされている」ということなので、今までもこういうことあったのかなと思ったのですが、具体的な建設予算という、継続費で9億というの出ているのですが、これはまだ予算計上されていませんよね、継続費としては出されている。こういうことって、予算計上されていないのに継続費が先に出るということは、今までもあったんですか、あり得るんですか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 答えいたします。

今までとなら手続き上、変わったところはございません。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 企画財政課長にそう言われたら反論しようもないんですけどね。僕らの感覚では全体の予算が決まってからそれを継続費にするのか単年度予算にするのかってというのが順番でないのかと思っているんですけども、それは違うんですか。説明してもらえるとありがたい。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

予算の定めるところにより執行するというのは継続費を組んだ後、各款項目で予算を計上して支出するということございます。予算計上を款項目にきちんと記載しないと費目を何に使えるという部分ございませんので、私どもは1節からそれぞれの節に基づいて予算要求した額に基づいて支出行為を行っているというわけでございますので、総額を予算計上してそれで全体で使いまわしをするという部分ではございません。

継続費というのは全体事業費が確定した段階でその事業が単年で処理できればこれは予算単年処理の原則にのっとっているもので、継続費がどうのこうのだから、あとは例外的な繰越とかということをしなくていいわけなんですけれども、事業量が多い場合は2か年ないし3か年に事業年度を分けて執行するということで、私ども今までやってきているはずで、ですから既に今年度の当初予算でも土木費では標茶中茶安別線道路改良事業は2年度から4年度にかけての継続費が組まれておりますし、教育費においては中学校費では中学校の校舎はもう終わりましたけどあれも2か年で組まれておりました。今年度につきましては、講堂の防音事業も2か年で2年度、3年度ということで分割して計上されております。それと学校給食共同調理場も2年度、3年度に分かれて、それも継続費を組む場合は事業費総額が定まっていなくて決められない部分もございますので、全体事業費が確定した段階で初年度にやる事業、2か年であれば残りの事業が翌年度にということになりますので、今回、継続費の補正ではこの茅沼地区の観光宿泊施設改修事業については総額では10億9,527万5,000円で3年度、4年度に年割額がそれぞれ示されて出ていると。

3年度部分については今年度予算でございますので、ただいま商工費のところの説明した、予算の内容が出てくるということになります。4年度につきましては、今回、第2表は補正でやっておりますけれども次年度は当初予算の継続費の表のところ。今、残っているのが来年度も残るとすれば標茶中茶安別線改良事業の表の下にこの茅沼の表がつくことになろうかと思えます。ですから当初予算でも表示がされまして、残りの事業の部分についても7款で、商工費の部分で予算の内容が明示されてくるということになろうかと思えます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） そういうものなんですね。私は課長がいみじくも今おっしゃったように全体が確定してから継続費をどういうふうに分けるかって決めていくというふうに聞いたものですから、まだ実際の本体の建設予算が出ていないのに継続費が先に出ていいのかなということは疑問に思ったわけですから伺ったわけです。

そこで、さっきの質問に戻りますけれども、残りの継続費の年割額の4年度分はいつ頃出す予定でいますか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 先ほどもお答えしましたが、継続費の表は来年度、当初予算のほうに載ってきます。予算の中身についても当初予算で計上するということになります。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論がございますので、まず本案に反対者の発言を許します。

深見君。

○8番（深見 迪君）（登壇） 私は多くの町民の皆さんが望んでいる「憩の家かや沼」の1日も早い再開を願いつつも、今回の提案がその希望に沿っていないのではないか、そういう立場で議案第54号についての反対討論を行います。

以下、反対の理由を述べます。

1点目は町民の財産、憩の家かや沼大規模改修について町民の意見は十分反映されていないのではないかということです。町は、「憩の家改修について町民の意見を聞いてほしい」との請願が議会で全員一致で可決されたことを受けて、7月26日1回、27日2回、「町民の意見を聴く会」を開催しました。ようやく、町民が直接意見を述べることができたのは、それ自体、評価できると思います。しかし、意見を聴く会を持つ前、7月23日の北海道新聞に憩の家かや沼の実施設設計が報道され、町長の談話として、「日帰りにも宿泊にもカジュアルで使いやすい上質な施設を目指した。」「総工費11億9,000万円」これらが紹介されました。これは道新の記事をそのまま言っていますけれども。町民の意見を聴く前に全てが決まったような報道には、これでは何のための町民の意見を聴く会なのかという批判がでたのも当然であると思います。

町長は改修工事については当初は町民の意見を聞き、進めていくと言っていました。令和元年8月5日の全員協議会で現状と大まかな今後の方向性が議会に提示され、その後、私は9月議会一般質問で概要を町民にいち早く知らせていくべき、新たな方向に向かって予算計上するからには、おおざっぱでも考えを示すべきだ、全部固まってからでない町

民に知らせられないということでは、やはり住民不在ということになり、広く町民の意見も聞くべきだといたしました。

そのときの町長答弁は、「こんな施設を作ってほしいなど、町民の意見を聞くなど当然必要だと思っている。町民の意見を聞かないで進めていくことは考えていない。」ということでありました。ところが、令和2年2月1日、「世界に誇る標茶町茅沼」と題して、第5回町民講座で憩の家かや沼の再開に向け、隈研吾氏の講演があり、その内容が私の考えていた憩の家とあまりにもかけ離れていたため、もう一度令和2年の3月議会でこの計画こそ町民としっかり懇談をし、町民や今までの利用客を満足させる内容にすべきではないかと問いいただきました。町長は「当面は町民との懇談をしていくということは考えていない」と答弁しました。最初の答弁とまったく変わってしまいました。また、このときの概算工事費は8億円前後を目安としているとも言いました。

その後、令和2年9月議会、令和3年3月議会でも町民の意見を聞くことが必要、アンケートの実施も考えてはどうかとの質問に対し、町民との懇談会やアンケート実施の考えはないと答弁しています。建物ができるまでは意見は聞くつもりはないが、できてからはそういう場面はないとは言い切れないと3月議会では答弁しています。

自治体が行政を執行するときに「協働」という言葉を大事にしています。行政と町民がそれぞれ果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完・協力することです。住民自治とは言うまでもなく、地域の政治や行政を地域住民の意思に基づいて、行うことです。また、ある地域社会の統治がその構成員である住民の参加と同意に基づいて行われているとき、その地域社会には住民自治が成立しているともいえます。

今回の計画、予算計上には自治体行政のそもそも論が欠けています。これが反対の最大の理由です。

二つ目は、住民の代表で構成されている議員の議会での十分な議論が行われていないということです。令和2年6月の第2回定例会で、憩の家かや沼実施設計委託料3,000万円が追加議案として提出されました。実施設計委託料は事実上、これが可決されると町が考えている憩の家かや沼大規模改修に突き進むという大事な議案です。議会では3名の議員がそれぞれ理由を述べて反対討論をしました。しかし、賛成討論はありませんでした。これではなぜ、この巨額な費用をかけて行う大規模改修が必要なのかという議会での議論、賛成した議員諸氏の意見、考えがわかりません。賛成、反対の数だけで議案が決まってしまう。実際、このときも反対討論3人、賛成討論ゼロの中で採決が行われ、賛成6、反対5という1票差で可決されました。町民の代表というべき議会でさえ、賛否が拮抗している議案こそ時間をかけて議論し、町民の意見も反映させるべきと思います。

最後の意見ですが、改修後の憩の家運営についての見通しがいまだはつきりしません。議会の答弁の中で年収1億2,000万円を見込んでいたと言いましたが、それも先行きがはつきりしていません。町は仮に赤字がでた場合、町の持ち出しもあり得ると答弁していますが、その上限についてもはつきりしていません。これらについても町の貴重な財産、町

民を主人公にした施設なのですから、これを明確にしないまま、この予算案に賛成することはできません。

以上、3点について理由を述べ、私の反対討論とします。

○議長（菊地誠道君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

長尾君。

○3番（長尾式宮君）（登壇） 私は議案第54号に以下3点のことから賛成いたします。

一つ目は、施設のコンセプトであります。一部では富裕層向けの施設になるのではないかと憶測が流れておりますが、町の趣旨としては一貫して町民利用を前提とした設計であります。また、今後の標茶町の観光産業の一拠点となるよう、バリアフリーをはじめ、時代に見合った仕様となっており、町内外の方々にたくさん利用していただきたいと思いますと思われる、そういった内容となっております。

二つ目は、建築費であります。今回の改修費、概算では約11億9,200万円が予定されており、この予算が町財政をひっ迫させるのではとの推測、指摘もあります。今回、環境省の補助金が約3億9,000万円、辺地対策事業債、約7億2,700万円を予定しております。実質負担額は約2億2,000万円ですが、辺地債は10年の償還、返済期間でありますので町財政の負担が軽い財源確保がなされております。また、平成30年の長寿命化計画、工事概算、これは憩の家かや沼の長寿命化計画でございますが、予算は約7億3,300万円が示されていることから、今回の予算は、将来を見据えた上で、必要不可欠な予算であります。

三つ目は、実質公債費比率であります。実質公債費比率は、地方自治体の健全化を数値化するための一つの指標であります。実質公債費比率は20%が危険ラインと言われております。標茶町では令和3年度では9.2%、現時点でピークを迎えるとされる令和7年度予想値では14.5%であります。この数値は償還、返済が進むにつれ下がっていきませんが、今後、大型予算での借入が重ならなければ、20%を超えることはないと考えております。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（菊地誠道君） 次に本案に反対者の発言を許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君）（登壇） 私は議案第54号に反対の立場から意見を述べます。

以前も申し上げましたが、私は憩の家の再開には賛成です。憩の家の早期再開には2,000人を超える町民の思いが署名という形で町に届けられました。この町民の思いに答えるために町長は「町民の意見をしっかりと聞き、議会とも丁寧に議論しながら再開の準備を進める」と明言していましたが、著名な建築家との接点がうまれた時点から今日まで事態は一変しています。

町民や議会への説明も議会での十分な議論もなされないまま、町民が望む私たちの憩の家とはほど遠い施設へと、かじがきられ現在に至っています。そんな中、当初の予定から増え続ける費用やはっきりしない運営の方向性、明らかにされない経済効果等に大きな

不安を抱く町民の意見を聞いてほしいという請願が議会に提出され、全会一致で採択されました。結果、去る7月26日と27日に塘路地区と標茶市街地区で茅沼地区観光宿泊施設に関する町民の意見を聴く会が開かれましたが、請願者が求めた町内各公民館での開催とはならなかっただけでなく、町と議会からの出席者十数名に対し、コロナ禍であることを理由に町民の定員をわずか20人あるいは30人に限定するなど、多くの町民の生の声を聞く機会になったとは言いがたいものとなりました。それでも参加した町民の真摯な意見、深い懸念は町に届いたはずです。

それにもかかわらず、補助裏の財源確保に必要な辺地計画にも、今般提出された建設費予算にも辺地住民の窮状に対する配慮や請願を提出した町民と真摯に意見や懸念を町に届けたつもりの方々の声はどこにも反映されていません。初心と異なり、直接町民の意見を聞くつもりはないと公言してきた町長の姿勢が色濃く出ているように思われます。請願に関しても、一部の反対者の悪意という認識かと疑いたくなるような対応がなされており、残念でなりません。

以下、反対の理由について述べます。

まず1点目は、本町が抱える喫緊の課題は財政の健全化です。特に人口減少と相反して増加の一途をたどる行政経費の削減は、一刻の猶予ありません。財政ひっ迫の理由はさまざまですが、健全化のためには医療、農業、老人介護、じん芥処理など収益性のある部門におけるおよそ10億円にのぼる実質赤字をどのように削減するかということを早急に取り組んでいかなければなりません。

茅沼地区観光宿泊施設は毎年の行政経費をさらに増やす可能性があり、設計についても見直して、経費の圧縮を図ることが必要と考えます。

2点目、12億円という巨費を投じる茅沼地区観光宿泊施設に関し、町民の存在をないがしろにするような内容の議案第54号、これは到底、認められるべきではありません。

以上、2点の理由から私は議案第54号に反対する意思を述べ、反対討論といたします。
○議長（菊地誠道君） 次に本案に賛成者の発言を許します。

熊谷君。

○5番（熊谷善行君）（登壇） 私は、議案第54号の茅沼地区観光宿泊施設改修事業に賛成の立場で意見を述べます。

一昨年からの全員協議会や議会においていろいろな意見や議論を経て、7月21日の全員協議会で実施設計及び図面ならびに総事業費の説明、さらに事業費にかかわる、辺地に係る総合整備計画の策定の説明を受け、7月28日の第4回臨時会において、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についても可決され、また、3月定例会において指定管理者の指定についても可決されています。

総事業費も、平成31年3月に示された「憩の家かや沼」長寿命化計画事業費より、エントランス外構の変更や効率性・機能性を求めた動線の確保、昨今の建築資材の高騰などで増額にはなりましたが、新聞報道にもありましたように、国・環境省の補助金や有利な

起債の活用により、町単費の負担額が大きく軽減されていると理解しております。いろいろな観点から計画を進められてきた担当職員等の努力に敬意を表します。建物を人に例えるならば、外観の化粧直しをはじめ機能の回復・血管や神経などのリニューアル等、工事内容については全てについて配慮されており、地場産資材の活用やランニングコストの削減に寄与する設備が採用されており、今の時代にあった施設となると確信します。

「憩の家かや沼」は、多くの町民や他地域の憩の家を愛する方々から早期の再開を求める声が大変多く寄せられており、やっと再開に向けてのスタートラインに立てると考えるとともに、皆さんの期待に応える施設になるように応援していきたいと考えます。

運営にあたる指定管理者においても早期に法人化を図り、他企業や個人の多くの応援を得て、立地・環境・素材など多くの素晴らしい条件を生かして詳細な事業運営計画を策定され、役職員一丸となって経営していただけると確信します。また、企業においては「もし…の時」などの計画はあり得ませんが、今般の新型コロナウイルス感染症のような状況に対する危機管理なども踏まえ、時代を先取りした素晴らしい運営をされることを期待して、私の賛成の意見といたします。

○議長（菊地誠道君） 次に本案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、本案に賛成者の発言を許します。

本多君。

○9番（本多耕平君）（登壇） 茅沼地区観光宿泊施設の改修事業に伴う補正予算、私は賛成の立場から討論に参加し、意見を述べたいと思います。

7月21日全員協議会、7月28日第4回臨時会において、辺地にかかわる公共的施設の整備の必要性和必要とする事情が町側より具体的な資料をもとに説明があり、改めて自己財源の少ない本町がリセットした憩の家かや沼を再建という大きなプロジェクト事業を達成するためには、交付税算入率からみても、ベストな資金計画と理解をいたしております。

昭和53年建設、文字通り、町民憩いの場所として町民はもとより町内外の人々に愛されていた憩の家にも40年の歴史の中には多岐にわたる諸問題がありましたが、その都度、町の財政支援で経営難を乗り越えてきたことは事実であります。しかし、このたびの経営難をどう改善すべきか、また、支援策をどのようにすべきか、水面下、全員協議会、本会議の中で賛否両論、幾度となく議論されましたが、最終的には株式会社憩の家かや沼への資金の貸付の中止となりました。結果として株式会社憩の家は破綻という経営の停止になりました。憩の家の閉館には、町民そして町内外の方々より1日も早い再建要望が多く、町長もそして議会側もどのような形で再建をすべきか、過去の経営に対する過ちを総括し、再び繰り返さないためにもどのようにすればよいか議論をされてきましたが、議論の大半は原点である、文字通り、町民の憩いの場所としての施設を開設できるかということだと思います。裏返して言えば、町財政に負担をかけない、町民が気軽に安く利用できる施設

であってほしい、これが利用者はもとより、町民すべてが願っていることと思います。

幸いにして、このたびの総合整備計画は塘路が中心に位置し、宿泊施設の整備計画は当地域の振興はもとより、本町における観光施設の要になることは大きな役割を果たすものと考えております。第三セクター運営の反省からこのたびは公設民営の指定管理者による運営制度となっており、管理会社も町内の若手経営者が中心で明日のまちづくりのためにも、今回の補助事業をフル活用した整備計画を速やかに着実に進めるべきと思います。

最後になりますが、私は皆さんに申し上げたい。この２年間、あらゆる立場で足を止め、経営の反省をし、計画の議論をしてきました。理事者と議会が両輪となり、１日も早いまちづくりの１歩を踏み出すことを願うものであります。終わります。

○議長（菊地誠道君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決いたします。

討論がありましたので本案は起立により採決いたします。

議案第54号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第54号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、令和３年標茶町議会第５回臨時会を閉会いたします。

（午前１１時２４分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 2 番 類 瀬 光 信

署名議員 3 番 長 尾 式 宮

署名議員 4 番 松 下 哲 也